



トビタテ！留学 JAPAN アライアンス事業

**しづおか探究留学支援事業
2026 年度 派遣留学生募集要項**

2026 年1月

静岡県教育委員会 教育政策課

目次

はじめに.....	3
1. 趣旨.....	3
2. 本事業の概要.....	4
3. 定義.....	6
4. 求める人材像.....	6
5. 募集コース・採用予定人数.....	7
6. 支援内容.....	10
7. 要件.....	13
8. 応募方法.....	17
9. 選考・審査	20
10. スケジュール.....	22
11. 受験上の配慮申請について.....	23
12. 派遣留学生の義務及び採用決定後の手続き等.....	23
13. 採用決定後の留学計画等の変更.....	24
14. 採用取消し又は支援の終了等.....	25
15. 安全管理について	25
16. 個人情報の取扱いについて.....	26
17. 照会先.....	26
18. リンク集.....	27
別紙:国・地域コード表.....	28

はじめに

本募集要項は、静岡県教育委員会(以下「県教委」という。)が実施する、「トビタテ！留学 JAPAN アライアンス事業」「しづおか探究留学支援事業」(以下「本事業」という。)で募集する派遣留学生の要件やプログラムの内容等を定めたものです。

<トビタテ！留学 JAPANについて>

文部科学省、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)では、意欲と能力のある全ての日本の若者が、海外留学に自ら一步を踏み出す機運を醸成することを目的として2013年度から「トビタテ！留学 JAPAN」を推進してきました。その取り組みの一つとして2020年度までの7年間で約1万人の高校生、大学生を「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」の派遣留学生として採用し、幅広い国・地域への留学を実現しました。

2023年度からは、コロナ禍で大きく落ち込んだ日本人学生・生徒の海外留学者数をいち早くコロナ禍前の水準に回復することを目指し、新たなビジョンを掲げ、2027年度までの5年間、「トビタテ！留学 JAPAN」第2ステージを実施しています。

「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム【高校生等対象】～」は、第2ステージの一環として、グローバル人材育成コミュニティに参画する民間企業・団体・個人からの寄附金によって実施されています。

また機構は、高等学校段階からグローバル人材育成に取り組む留学モデル拠点地域を全国に作り、地域の将来をリードし得るイノベーティブなグローバル人材育成のため、地域課題等を自分事として捉え、海外留学を通じて探究する人材を、地域において育成することを目的とし、拠点形成支援事業を実施しています。

地域の産学官が共創し、探究型の海外留学と事前・事後オリエンテーションを組み合わせたプログラムの設計及びその実施のために必要となる体制の整備や資金の確保を行い、将来的に持続性のある事業の構築を目指すものです。

静岡県は拠点形成支援事業に2023年度採択され、2025年度まで「ふじのくにグローバル人材育成事業」を実施してきました。2026年度以降はそのノウハウを生かし、「トビタテ！留学 JAPAN アライアンス事業」として機構と連携しながら、県独自の制度として本事業を実施します。

1. 趣旨

地域社会が直接海外と密接につながり、ヒト・モノの交流を活発に行うことが成長の原動力として不可欠になっている一方、国際社会の変化に地域が直接晒され、その影響を大きく受けざるを得なくなっています。

こうした中で、国際的視野を備えつつ、地域社会の発展に貢献できる人材の育成が求められています。

静岡県では、「グローカル人材の育成」を重点取組として位置づけるとともに、その育成を社会総がかりで支援することを目的として、2016年4月に「ふじのくにグローバル人材育成基金」を創設し、高校生の語学研修、海外インターンシップ、高等学校によるグローバル・リーダー育成に関する研究等を支援する「グローバル

人材育成事業」を実施してきました。

また、予測困難な時代を生き抜き、より良い社会を創造する力を育むため、生徒自らが課題を立て、他者と協働して解決の道筋を探る「探究学習」を重点的に推進しています。

本事業では、国内外の激しい変化の中で本県の持続的な発展のために活躍できる人材の育成に向け、本県の産学官が連携して探究を伴う留学を支援し、日ごろの探究学習を通じて生徒達が身に付けている本県の特性・特徴への理解、より良い社会を創造する力等に磨きをかけつつ、国際社会の中で地域の方向を考える視点等を育みます。

また、留学をした生徒の貴重な経験を積極的に発信し、留学機運の醸成及び次なる留学生の拡大に繋げていきます。

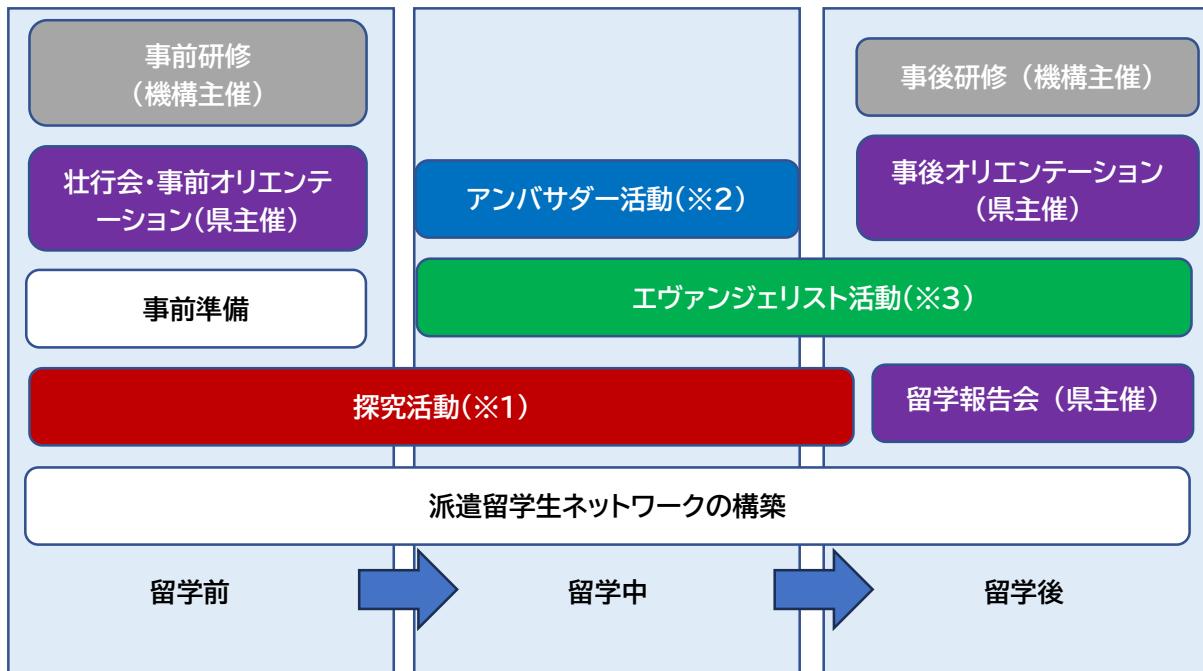
2. 本事業の概要

本事業は、静岡県の高等学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校(第3学年以下に限る。)及び専修学校の高等課程(以下「高校等」という。)に在籍する生徒であって、日本国籍を有する者又は応募時までに日本への永住が許可されている者に対し、諸外国及び諸地域(以下「諸外国等」という。)への留学に必要な費用の一部を奨学金・留学準備金として支給するとともに、留学経験の質を高めるため、留学の前後にオリエンテーション(以下「事前・事後オリエンテーション」という。)の提供及び留学後の継続的な学修や交流の場を提供します。

本事業では、生徒等が自ら立案・作成した「探究活動(※1)」を含む留学(以下「留学計画」という。)を支援します。

また、生徒等には留学先において日本や静岡県の良さを発信する「アンバサダー活動(※2)」、留学中や帰国後には留学機運醸成に寄与すべく、留学の魅力や留学で得た体験を周りに伝える「エヴァンジェリスト活動(※3)」にそれぞれ取り組んでいただきます。

【本事業の全体イメージ】



※1 **探究活動**とは、自らの興味、関心に基づいて「問い合わせ」または課題を設定し、解決に向けて情報を収集・整理・分析したり、周囲の人と意見交換・協働したりしながら進めていく活動のことです。自ら「問い合わせ」や課題を設定し、試行錯誤しながら自ら答えを導き出すという「探究心」を大事にしながら行う学修活動です。

探究活動とその他の学修の割合は生徒等が自由に立案することができ、探究活動のみの留学計画も支援の対象となります。

※2 **アンバサダー活動**とは、留学先で日本や静岡県の良さを発信する活動を指します。

例)日本文化紹介・静岡県の魅力を発信する、和食をホストファミリーにふるまう

※3 **エヴァンジェリスト活動**とは、留学中・帰国後に留学機運醸成に寄与すべく、留学の魅力や留学で得た体験を周りに伝える活動を指します。場所や手段等については各自が実施可能な方法で行ってください。

例)活動報告会の開催やSNSでの情報発信

3. 定義

派遣留学生	静岡県の高校等(以下「在籍高校等」という。)に在籍したまま、留学生を受け入れる諸外国等の機関(以下「受入先機関」という。)へ留学する日本人生徒等で、本事業により奨学金・留学準備金の支援を受ける者。
受入先機関	諸外国等に所在する法人や団体等で、派遣留学生が <u>実際に学修や探究活動を行う機関</u> 。受入れの証明や活動を修了したことの証明が可能な機関。 ※高校や大学等の教育機関に限りませんが、個人による受入れは認められません。 ※「7. 要件(2)留学計画の要件(イ)「受入先機関」の注意点」を必ず確認してください。
留学期間 (=活動期間)	受入先機関において派遣留学生が <u>実際に活動を開始する日から活動を終了する日までの期間</u> 。 ※渡航及び帰国にかかる期間や移動日は、その日に受入先機関での活動を行わない場合、留学期間に含まれません。また、受入先機関が発行する修了証明書等の書面で派遣留学生の受入れを証明できない日程は留学期間に含まれません。 ※受入先機関が書面等にて証明する受入れの期間と一致する必要があります。
留学開始日 (=活動開始日)	<u>受入先機関で活動を開始する日</u> 。 ※日本出発日、現地到着日及び滞在開始日ではありません。
留学終了日 (=活動終了日)	<u>受入先機関で活動を終了する日</u> 。 ※現地出発日、日本到着日及び滞在終了日ではありません。
新高校2・3年生	2026年4月に高校等の第2学年又は第3学年に進級する生徒等。 ※2026年4月に高等専門学校の第4学年に進級する者は本事業に応募することはできません。
新高校1年生	2026年4月に高校等に進学する生徒等。

4. 求める人材像

本事業では、次のような人材を派遣留学生として求めます。

- 静岡県の特性やその地域課題に主体的に取り組もうとする意欲のある人材
- 静岡県について学びを深めるとともに、将来、静岡県の地域活性化、問題解決に貢献するという意欲を有する人材
- 海外留学先において、静岡県の魅力をアピールする人材

チーム応募の場合、上記に加え次のような人材を派遣留学生として求めます。

- チームメンバー同士で協働できる人材
- チームの中で個人の目標を持ち、主体的に参画する人材
- 相互扶助の精神を持つ人材
- チームでの学びを地域に活かせる人材

5. 募集コース・採用予定人数

(1) 募集コース・採用予定人数

渡航区分	2026 年度採用予定人数		コース
	新高校 2・3年生	新高校 1年生	
アジア地域	15 人		本県の特性を踏まえ、県内企業が求める産業人材や地域社会に貢献できる人材の育成を目指し、以下のコース区分を設定する。 ①ものづくり・地域産業コース ②多文化共生・多様性コース ③観光交流促進コース ④農林水産業みらいプロジェクトコース ⑤スポーツ・芸術コース ⑥STEAM コース ⑦静岡と世界を繋ぐマイプロジェクトコース
その他地域 (中南米、中近東、アフリカ、北米、ヨーロッパ、オセニア)	35 人	45 人	5 人

※1 採用人数は応募状況等により変動する場合があります。

※2 STEAM(科学・技術・工学・芸術・数学)領域に関する内容の留学計画や、AI や IoT、理科の見方・考え方や数学的な見方・考え方を活用しながら探究活動を行う留学計画は、「STEAM コース」に応募してください。

※3 スポーツや芸術に関する内容の留学計画は、「スポーツ・芸術コース」に応募してください。実技経験や実績がなくても応募可能です。

STEAM とは、(Science, Technology, Engineering, Arts, Mathematics)科学・技術・工学・芸術(文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲で A を定義)・数学の 5 つの英単語の頭文字を組み合わせた言葉で、理系的な発想をベースにしつつ芸術的な創造性も高める教育手法です。

AI や IoT などの急速な技術の進展により社会が激しく変化し、多様な課題が生じている今日、文系・理系といった枠にとらわれず、各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結び付けていく資質・能力の育成が求められています。

(2) チーム応募について(新高校2・3年生のみ)

最大4名までチームを組み、地域の特長を踏まえ、自らの興味・関心から発見された地域特有の課題解決や地域貢献につながるテーマを海外で探究する応募形式です。チームで力を合わせ、自由な発想力と創造力をもって、地域課題の解決に向けて探究することができます。既に他の大会やコンテストで受賞等した取組であっても、より成長を目指す内容等であれば、応募することは可能です。

学年・性別・居住地・渡航先等について制限はありません。応募申請後のメンバーの変更(入れ替え、追加)はできません。途中でメンバーが抜けることにより人数が2人に満たない場合は参加継続ができないことになるので注意してください。ただし、やむを得ない場合は県教委に相談してください。

【募集コース概要】

コース名	コース概要
①ものづくり・地域産業コース	自動車や医薬品・医療機器、新エネルギー、健康福祉、ロボット等のものづくり・地域産業において、本県のイノベーションを目指す探究活動を行う留学
②多文化共生・多様性コース	多様な価値観や異文化への理解を深め、地域コミュニティの中で共生の実現を目指す探究活動を行う留学
③観光交流促進コース	自らの地域を理解しながら観光交流の促進を目指す探究活動を行う留学
④農林水産業みらいプロジェクトコース	農林水産業を軸とした本県の関連産業のビジネス展開を目指す探究活動を行う留学
⑤スポーツ・芸術コース	実技経験や実績の有無にかかわらず、スポーツ・芸術分野における自らの学びを深め、地域における当該分野の更なる発展に寄与することを目指す探究活動を行う留学
⑥STEAMコース	STEAM（科学・技術・工学・芸術・数学）領域における問い合わせを設定した探究活動を行う留学や、問い合わせに対してAIやIoT、理科の見方・考え方や数学的な見方・考え方を活用し探究活動を行う留学
⑦静岡と世界を繋ぐマイプロジェクトコース	上記以外の政治、行政、教育、メディア、ファッション、日本文化（郷土芸能、和食等）、医療、自然、栄養、言語、福祉、ボランティア、平和活動等の様々な地域課題について、課題解決や活性化、社会貢献を目指す探究活動を行う留学

【募集コースごとの探究活動の例】

探究活動の例
①ものづくり・地域産業コース
<p>問い合わせ 「今後世界で求められる乗り物とは」</p> <p>活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外で使用されている交通手段について学ぶ ・インタビューを行い、乗り物を購入する際に考慮する点について調査する。
②多文化共生・多様性コース
<p>問い合わせ 「多文化共生社会に必要な発想は何か」</p> <p>活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静岡県の外国人労働者の人数等について学ぶ。 ・多民族国家の市役所にインターンシップを行い、施策について学ぶ。 ・インタビューを行い、共生社会についての意識を調査する。
③観光交流促進コース
<p>問い合わせ 「静岡の温泉を外国人観光客にPRするためには」</p> <p>活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・語学学校に通いながら、海外の入浴文化について学ぶ。 ・アンケートをとり、旅行する際に考慮する点について調査する。

探究活動の例

④農林水産業みらいプロジェクトコース

【問い合わせ】「静岡県のお茶を世界に広げるためには何が必要か？」

【活動内容】

- ・海外のお茶農家にインターンシップし、お茶の生産・流通手段等について学ぶ。
- ・海外の若者にインタビューし、日本茶のイメージについて調査する。

⑤スポーツ・芸術コース

【問い合わせ】「偏見・差別撤廃の達成に対して、アートはどのような力を持っているのか？」

【活動内容】

- ・美術大学のサマーキャンプに参加し、様々な表現手法を学ぶ。
- ・社会的マイノリティーのコミュニティに参加し、アートに関するイベントを通じて人々の意識がどのように変化するのか調査する。

【問い合わせ】「日本のスポーツ医療の発展に必要なものは何か？」

【活動内容】

- ・現地のユースクラブに所属しながら、トレーニング方法や怪我の予防方法を調査する。
- ・最新のスポーツ医療を提供する病院でボランティアを行い、スタッフへインタビュー調査を行う。

⑥STEAM コース

【問い合わせ】「次世代都市、スマートシティ実現のために必要な発想・技術は何か？」

【活動内容】

- ・企業インターンを行い、スマートシティ先進国の取組みや技術を学ぶ。
- ・最先端のスマートシティ施策が住民の生活にどのように還元されているのか、インタビュー調査を行う。

【チーム応募枠の探究活動の例】

留学計画の例

- ・諸外国等のいくつかの企業・団体においてインターンシップをしながら、静岡のものづくり分野についてチームで探究活動を行う。
- ・諸外国等の教育支援 NGO 団体のボランティア活動に参加しながら静岡のジェンダー平等や多文化共生について協働しながら探究活動を行う。
- ・諸外国等の大学等が実施するサマースクールに参加しながら静岡の観光交流の実態や観光ビジネスについてチームで探究活動を行う。
- ・諸外国等の語学学校や高校等へ通学しながら地元の特産品(果物や海産物、伝統工芸品など)の海外への販路開拓や流通サービス等についてチームで探究活動を行う。

6. 支援内容

(1) 奨学金等の支給

奨学金及び留学準備金(以下「奨学金等」という。)を支給します。

奨学金等の支給額は、応募時に申請する留学計画の受入先機関が所在する国・地域(以下「留学先国・地域」という。)に基づいて決定します。採用決定後、留学計画の変更により支給額が減額になることはありますが、増額は行いません。

(ア) 奨学金

留学計画の実行にかかる現地活動費及び授業料相当額を支援の対象とします。

留学先国・地域ごとに規定された奨学金を支給します。

【奨学金 支給金額表】

支援 内容	留学先国・地域	支給金額 (家計基準内)	支給金額 (家計基準外)
奨学金	地域区分① 北米、シンガポール、欧州、中近東 ※除外国 (以下の国・地域は「地域区分②」の月額を適用します。) アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア	160,000 円	60,000 円
	地域区分② アジア(シンガポールを除く)、大洋州、中南米、アフリカ及び上記地域区分①の除外国	120,000 円	

※1 奨学金は、留学計画の実行にかかる全ての費用(実費)を支援するものではありません。

※2 奨学金額は、機構が実施する国内の貸与奨学金「第二種奨学金(予約採用)」に掲げる家計基準を満たしている場合(家計基準内)と、超えている場合(家計基準外)で異なります。家計基準判定の詳細は「7. 要件」の「(1)派遣留学生の要件」を確認してください。

※3 複数の留学先国・地域がある留学計画の奨学金月額は、留学期間(=活動期間)が最も長い留学先国・地域の金額です。複数の留学先国・地域で留学期間(=活動期間)が同じ場合は、金額が高い方の地域区分を適用します。

(イ)留学準備金

事前・事後研修参加費、往復渡航費、査証取得や予防接種等、留学準備にかかる費用の一部を支援します。

留学先国・地域が複数あり、「アジア地域」と「その他の地域」のいずれも該当する場合は、「その他の地域」の金額を支給します。

【留学準備金 支給金額表】

支援内容	留学先国・地域	支給金額
留学準備金	アジア地域	210,000 円
	その他の地域	350,000 円

※ 「アジア地域」とは、「別紙:国・地域コード表」の国・地域コードが 100 番台の国・地域を指します。

(ウ)奨学金等の支給方法・支給時期

奨学金等の支給は、次のとおり行うことを予定しています。手続き方法や支給スケジュールの詳細は、採用決定後に公開する「事務手続きの手引」を参照してください。なお、各種提出書類に不備がある場合や留学計画の変更申請を行っている場合は、奨学金等の支給が遅れることがあります。

①奨学金

支給申請	<p>【時期】留学終了後</p> <p>【申請】派遣留学生の提出書類を確認した上で、<u>在籍高校等が県教委へ申請</u></p>
支給	<p>【時期】在籍高校等からの支給申請を確認後</p> <p>【支給】県教委から派遣留学生本人名義(原則)の口座へ送金</p> <p>【金額】支給金額を一括支給</p>

②留学準備金

支給申請	<p>【時期】採用決定後</p> <p>【申請】<u>在籍高校等が県教委へ申請</u></p>
支給	<p>【時期】事前オリエンテーションへの参加及び在籍高校等からの支給申請を確認後、原則として派遣留学生の留学開始前</p> <p>【支給】県教委から派遣留学生本人名義(原則)の口座へ送金</p> <p>【金額】支給金額を一括支給</p>

(エ)留学計画の変更に伴う奨学金等の支給額について

採用決定後、応募時の留学計画に変更がある場合、変更内容によっては奨学金の支給総額や留学準備金の支給額が減額になります。なお、変更に伴う増額は行いません。

【留学計画の変更に伴う奨学金・留学準備金支給総額の例】

例	応募時の留学計画				変更後の留学計画			
	留学先国・地域 (留学期間)	奨学金	留学 準備金	総額	留学先国・地域 (留学期間)	奨学金	留学 準備金	総額
1	フランス (25日)	16万円	35万円	51万円	ベトナム (25日)	12万円	21万円	33万円
2	マレーシア (25日)	12万円	21万円	33万円	カナダ (25日)	12万円	21万円	33万円
3	英国(15日) 香港(10日)	16万円	35万円	51万円	英国(10日) 香港(15日)	12万円	21万円	33万円
4	英国(10日) 香港(15日)	12万円	21万円	33万円	英国(15日) 香港(10日)	12万円	21万円	33万円

例 1) 奨学金及び留学準備金が高い地域区分から低い地域区分に変わるために、減額となります。奨学金、留学準備金が既に支給済の場合は、差額分の返納を求めます。

例 2) 応募時は奨学金、留学準備金が低い地域区分のため、金額は変わりません。

例 3) 奨学金及び留学準備金が高い地域区分より低い地域区分の期間が長いため、減額となります。奨学金、留学準備金が既に支給済の場合は、差額分の返納を求めます。

例 4) 応募時は奨学金額が低い地域区分の留学期間が長いため、奨学金額は変わりません。

(2)オリエンテーションの提供

事前・事後オリエンテーションを実施し、留学経験の質の向上を図ります。(※)

(3)壮行会・報告会の提供

派遣留学生同士の交流の場を提供します。(※)

※オリエンテーション及び壮行会・報告会の詳細は「12. 派遣留学生の義務及び採用決定後の手続き等」を参照してください。

(4)機構による研修の提供

事前・事後研修を実施し、留学経験の質の向上を図ります。

機構の実施する事前・事後研修へ参加する場合、事前・事後の両方に参加するものとし、いずれか一方のみの参加は認められません。

(5)トビタテ！留学 JAPAN 派遣留学生ネットワークの提供

留学後の継続的な学修や交流の場としてトビタテ！留学 JAPAN 派遣留学生ネットワークの提供を行います。

7. 要件

本事業の支援を受ける生徒等及び在籍高校等は、(1)～(3)の要件を全て満たす必要があります。

(1) 派遣留学生の要件

次の①～⑩に掲げる要件を**全て満たす生徒等を支援の対象**とします。

応募時には、留学開始時点で以下の要件を満たすかどうかを確認した上で申請してください(別途、時点を指定している場合を除く)。

派遣留学生の要件	
①	日本国籍を有する者又は応募時までに日本への永住が許可されている者
②	県教委が主催する事前・事後オリエンテーション、壮行会・報告会に参加する意思を表明した者
③	在籍高校等において、卒業を目的とした課程に在籍する者
④	在籍高校等が派遣を許可し、受入先機関が受け入れを許可する者
⑤	<p>機構が実施する国内の奨学金「第二種奨学金(予約採用)」に掲げる家計基準を満たす者</p> <p>※ただし、家計基準を超える場合であっても応募することができます。支援予定人数全体の1割程度を上限に採用します。</p> <p>※家計基準は、<u>生計維持者</u>(原則として父母2名。ただし、生計維持者が1名になる事例に該当する場合は父、母又は父母に代わって生計を維持している主たる人のいずれか1名。)の収入・所得金額に基づいて判定してください。(次頁「①生計維持者について」参照)</p> <p>※市町村民税を納税している自治体で発行される<u>2024年1月～12月の所得及びそれに基づき決定する2025年度(令和7年度(令和6年分))課税証明書</u>(自治体によっては「<u>所得証明書</u>」)の記載内容に基づき、家計基準を満たすか超えるかを在籍高校等が確認してください。</p>
⑥	留学に必要な査証を確実に取得し得る者
⑦	留学終了後、在籍高校等に戻り学業を継続する者又は卒業を目指す者
⑧	2026年4月1日時点の年齢が30歳以下である者
⑨	<p>留学中に行うインターンシップ等の報酬や他団体等から留学のための給付型奨学金を受ける場合は、本事業の奨学金等とそれらの合計額が留学にかかる費用総額を超えない者</p> <p>※他団体等から奨学金を受ける場合、当該奨学金支給団体側が本事業の奨学金等との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認してください。</p> <p>※文部科学省が実施する「初等中等教育段階からの国際交流促進事業(国費高校生留学促進事業)」の留学支援金との併給はできません。</p>
⑩	<p>過去に「官民協働海外留学支援制度トビタテ！留学 JAPAN 拠点形成支援事業「ふじのくにグローバル人材育成事業」「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム～(旧制度含む)」の派遣留学生として採用されていない者</p> <p>※ただし、過去に上記事業の派遣留学生として採用された後、本人の責によらず留学開始前に辞退した者は、要件を満たすものとみなします。</p>

○新・日本代表プログラム 2026 年度第 11 期【高校生等対象】との併願について

本事業に応募する生徒等は、トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム 2026 年度第 11 期【高校生等対象】第一日程と併願することができます。

※新高校1年生は第二日程と併願することはできません。

※トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム 2026 年度第 11 期【高校生等対象】に採用された場合、本事業の応募・採用を辞退していただきます。

○家計基準の判定方法

①生計維持者について

誰が「生計維持者」となるかは、機構の奨学金制度に準じます。父母がいる場合は、原則として父母(2名)が生計維持者となります。詳細は、機構のホームページに掲載している事例及び「生計維持者に係る Q & A(予約採用)」を参照してください。

- [「生計維持者について」\(日本学生支援機構ホームページ\)](#)

※生計維持者が 1 名となる事例(父又は母のいずれか、父母に代わって生計を維持している主たる人)も掲載しています。



②判定方法

家計基準の判定は、必ず在籍高校等が行ってください。

使用するもの	・「家計基準判定ツール(2026 年度応募用)」 ・応募を希望する生徒等の生計維持者 2 名(原則として父母 2 名。ただし、生計維持者が 1 名になる事例に該当する場合は父、母又は生計を維持している主たる人のいずれか 1 名。)の課税証明書
判定方法	①「家計基準判定ツール(2026 年度応募用)」の「入力例」を参考しながら、「入力シート」に、課税証明書の記載内容を入力する。 ②入力後、「家計基準が適格となる種別」に出る判定結果を確認する。
判定結果	「第二種奨学金の家計基準に適格」 → 当該生徒等は「家計基準内」です。
	「家計基準不適格」 → 当該生徒等は「家計基準外」です。

※1 本事業の家計基準の判定結果が「家計基準内」であっても、「第二種奨学金(予約採用)」の選考結果は異なる可能性がありますのでご了承ください。

※2 課税証明書の様式は自治体ごとに異なるため、機構及び県教委は課税証明書の見方に関する質問には回答できません。発行元の各自治体にお問い合わせください。

※3 「家計基準判定ツール(2026 年度応募用)」は、「応募申請の手引き」の公開と併せて在籍高校等に配布します。生計維持者の両名又はいずれかが海外に居住している場合の判定ツールも同様です。なお、当年度以外の判定ツールを使用することは認められません。

※4 「家計基準判定ツール(2026 年度応募用)」は新・日本代表プログラム 2026 年度第 11 期【高校生等対象】と共に通のツールです。

(2)留学計画の要件

次の①～⑦に掲げる要件を全て満たす留学計画を支援の対象とします。

留学計画の要件	
①	留学先国・地域における留学期間が 2026年7月10日(金)から2026年9月30日(水)までの間である計画 ※留学開始日が2026年7月10日(金)より前の計画は、支援対象外です。 ※「留学開始日」とは、受入先機関で活動を開始する日です。日本出発日、現地到着日及び滞在開始日ではありません。
②	留学先国・地域における留学期間が14日以上31日以内の計画 ※留学終了(受入先機関での活動終了)後、10日以内に帰国する必要があります。
③	受入機関からの受入許可を留学開始前までに得ることができる計画 ※受入機関とは、諸外国等に所在する法人や団体等で、派遣留学生が実際に学修や探究活動を行う機関です。個人による受入れは認められません。受入機関がなく、受入れの証明や活動を修了したことの証明ができない計画は支援の対象外です。 ※受入機関が複数ある場合、各受入機関での活動開始前に受入許可を得る必要があります。
④	在籍高校等が、教育上有益な学修活動と認める計画 ※語学学習のみを行う計画は、支援の対象外です。ただし、語学学習が留学全体の準備過程又は補助的位置づけとして計画の一部に含まれている場合は、支援の対象となります。
⑤	留学の目的に沿った探究活動が含まれている計画
⑥	アンバサダー活動、エヴァンジェリスト活動が含まれている計画
⑦	受入機関の所在地が、外務省「海外安全ホームページ」の危険情報及び感染症危険情報の「レベル2:不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域ではない計画 ※応募時点で受入機関の所在地が「レベル2」以上であっても、選考に差し支えありません。ただし、留学開始時点又は留学中に「レベル2」以上となった場合は、原則、奨学金の支給対象外となります。

(ア)「留学期間」の注意点（要件①②）

「留学期間」とは、受入先機関における派遣留学生の実際の活動の開始日から終了日までの期間で、受入先機関が証明する受入れの期間と一致する必要があります。

<例1>のように、渡航及び帰国にかかる期間や移動日は、その日に受入先機関での活動を行わない場合、留学期間に含まれません。また、受入先機関が発行する修了証明書等の書面で派遣留学生の受入れを証明できない日程は留学期間に含まれません。

また、本事業の留学として支援を行う留学は1回のみです。<例2>のように留学を終え日本へ帰国した後に再度留学する場合、両方の留学を支援することはできません。いずれか一方を選択してください。

<例1>以下の日程の場合、留学期間は7/21～8/5(16日間)と8/7～8/14(8日間)の24日間

7/20	日本を出国し、英國に到着。ホームステイ開始。	
7/21～8/5	英國の受入先機関で活動。	留学開始日:7/21
8/6	英國からアメリカ合衆国へ移動(※活動はなし)。 語学学校の寮に入寮。	
8/7～8/14	アメリカ合衆国の受入先機関で活動	留学終了日:8/14
8/15	寮を退寮し、アメリカ合衆国を出国	
8/16	日本に到着	

※「留学開始日」は7/21です。日本出国日、英國到着日及びホームステイ開始日の7/20は留学開始日ではありません。

※「留学終了日」は8/14です。アメリカ合衆国出国日及び退寮日の8/15や日本帰国日の8/16は留学終了日ではありません。

<例2>8月に2週間オーストラリアへ留学後、日本に帰国し、9月に2週間カナダへ留学する。

→オーストラリア又はカナダへの留学のいずれか一方を本事業の留学として応募してください。

(イ)「受入先機関」の注意点（要件③）

採用後、奨学金の受給にあたっては、受入先機関が発行する修了証明書等の書面により受入先機関での活動を証明する必要があります。また、本事業の要件を満たす受入先機関であることを確認するため、受入先機関の所在地や法人格について県教委が照会する場合があります。応募時に受入先機関を確定している必要はありませんが、事前に受入先機関の情報を確認した上で応募することを推奨します。

【受入先機関として認められない例】

- 日本に所在する法人・団体等
※日本に所在する法人・団体等の海外事務所は認められます。
- 滞在先(ホームステイ先、寮、ホテル等)
- 留学あっせん業者(留学エージェント、旅行代理店、現地ツアーカンパニー等、留学手続き代行・留学先あっせん・滞在中のサポートを行う業者・団体)
※留学あっせん業者が受入先機関として認められるのは、留学計画の活動内容が留学あっせん業者の業務・活動に関するものである場合のみです。
- 個人(親戚・知り合い、教師宅等)
※個人が経営する事業に関する活動を行う場合、当該団体が受入先機関です。

(ウ)留学あっせん業者を利用する場合の注意点（要件①～⑦）

機構及び県教委が留学あっせん業者や当該団体が持つ留学プログラムを公認・認定することはありません。応募者は、留学あっせん業者が提供する留学プログラムを利用する場合、その留学プログラムが本事業の要件を満たしていることを必ず確認してください。

(3)在籍高校等の要件

次の①～③に掲げる要件を全て満たす必要があります。

派遣留学生が在籍高校等を卒業した後も、本事業による支援が完了するまで下記の体制を有する必要があります。

在籍高校等の要件	
①	留学中の派遣留学生の学修活動状況を適切に管理する体制を有すること
②	留学中の派遣留学生に対する適切な危機管理体制を有すること ※在籍高校等は、文部科学省が定める「高等学校等における海外留学に関する危機管理ガイドライン」に記載のある事項について対応できる体制を整備する必要があります。 ※留学中及び留学の前後において、本事業の運営等に影響を与える可能性がある事態が生じた場合に、県教委、派遣留学生本人及びその保護者との連絡、状況の把握及び收拾に努める体制を整備してください。
③	派遣留学生の支援に係る事務手続きを行う体制を有すること ※本事業の事務手続きを遅滞なく適切に行う体制を整備してください。

※応募時に転学することが決定している場合、応募時の在籍高校等と転学先の在籍予定高校等双方において、派遣留学生を支援できる体制が整っていることが支援の条件となります。なお、応募申請は応募時の在籍高校等を通じて行い、採用後に「事務手続きの手引」に従って転学の手続を行ってください。

8. 応募方法

(1)応募申請に関する注意点

- 応募を希望する生徒等(以下「応募者」という。)及び在籍高校等は、本募集要項及び「応募申請の手引き」を熟読の上、応募申請を行ってください。
- 応募者は、必ず在籍高校等(又は入学予定の高校等)を通して応募申請を行ってください。個人で応募申請することはできません。応募の可否について、在籍高校等(又は入学予定の高校等)に必ず確認してください。
- チームメンバー応募の場合、メンバー全員で在籍高校等を通して応募申請を行ってください。代表者1名が申し込みをする方法ではありません。

- 応募後に転校することが決定している場合であっても、応募申請は応募時の在籍高校等を通じて行ってください。なお、転校先の在籍高校等が静岡県内の高校等であること等、応募者は要件の確認をしてください。
- 応募する留学計画は在籍高校等の長が教育上有益な学修活動と認める必要があります。留学計画の作成は、在籍高校等(又は入学予定の高校等)の担当者と相談の上で行ってください。
- 新高校2・3年生と新高校1年生、チーム応募は、応募の時期や選考方法が異なります。詳細は、「9. 選考・審査」及び「10. スケジュール」を参照してください。
- いかなる理由であっても応募申請期限を過ぎた場合は申請を受け付けません。在籍高校等は、応募者から在籍高校等への提出期限を応募者に周知すると共に、在籍高校等から県教委への応募申請期限を厳守してください。
- 応募申請期限後の選考期間中は、応募書類の差替えや訂正は一切認められません。面接審査受験時に留学計画の変更や訂正を申し出ることは可能ですが、申し出たことをもって変更や訂正が受理されることはありません。必ず採用後に留学計画の変更申請を行い、承認を得る必要があります。

<在籍高校等の役割について>

本事業は、応募～採用後の全手続きについて、在籍高校等を通して行います。応募者がいる高校等は、「7. 要件」の「(3)在籍高校等の要件」に掲げる体制を整備すると共に、本要項をはじめ、県教委が作成する各手引きに記載の事項について理解した上で手続きを行う必要があります。

(2)応募方法

応募者

以下の書類①②③を在籍高校等に提出してください。

① 2026年度【しづおか探究留学支援事業】 留学計画書(様式1)

※チーム応募の場合はチーム応募留学計画書(様式2)を提出してください。

※1 以下のURLから、様式1または様式2をダウンロードして作成してください。

※2 紙媒体での提出、電子媒体での提出については、在籍高校等に確認をしてください。

※3 応募書類は日本語で作成してください。

※4 応募書類に不足や記入漏れ等の不備がある際は、審査の対象とならない場合があります。

②自己PR

※必ずA4サイズ1枚に収まるように作成し、PDFファイルにしてください。

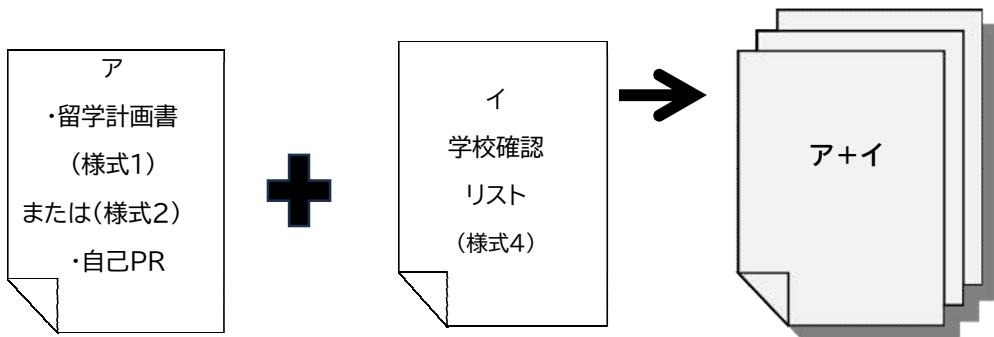
③生計維持者の課税証明書

※在籍高校等担当者に家計基準の判定を依頼してください。証明書の詳細は「7. 要件」の⑤を確認してください。

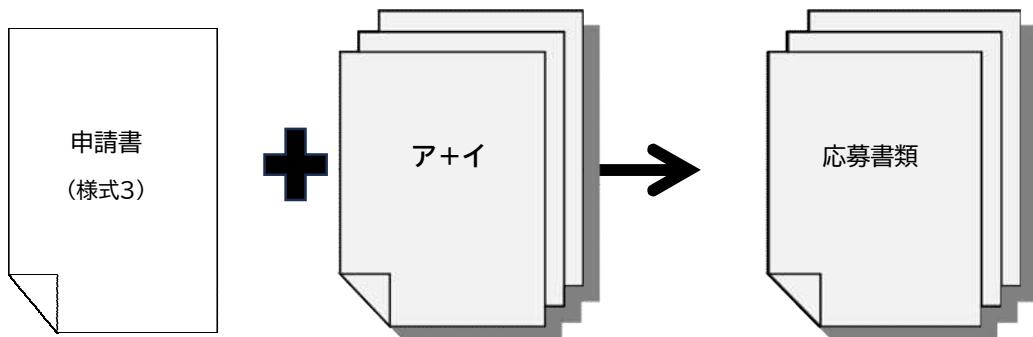
【在籍高校担当者】

※詳細は「応募申請の手引き」をご確認ください。

- ① 応募を希望する生徒等の生計維持者の課税証明書で家計基準の判定を行い、家計基準判定結果を様式1に記入してください。
- ② 以下のURLから、申請書(様式3)、学校確認リスト(様式4)をダウンロードして作成してください。
※学校確認リスト(様式4)は応募者ごとに作成してください。
※「学校コード」は、大学入試センターが提供する「高等学校等コード表」に記載の「学校コード」を参考してください。
- ③ 学校確認リスト(様式4)を用いて応募書類を確認の上、応募者ごとに様式1(チーム応募の場合は様式2)、自己PR、様式4を取りまとめてください。



- ④ 申請書(様式3)と上記③で取りまとめた応募書類をメールにて提出してください。



(3)応募申請期限

【応募者から在籍高校等への提出期限】

各在籍高校等が設定します。在籍高校等の指示に従ってください。

【在籍高校等から県教委への応募申請期限】

在籍高校等は、県教委へ応募申請する前に留学計画の内容確認を行い、「10. スケジュール」に記載されている提出期限までに応募書類をメールにて提出してください。校内の提出期限は余裕をもって設定してください。また、必ず応募者に提出期限を周知してください。

募集要項・様式等

<https://www.pref.shizuoka.jp/kodomokyoiku/school/kyoiku/1003777/1060426/1060624/1060637.html>

9. 選考・審査

(1)選考の流れ

(ア)新高校2・3年生



※ 書面審査(一次審査)通過者を対象に、面接審査(二次審査)(個人面接)を実施します。

(イ)新高校1年生、チーム応募



※ 応募者全員に対し、面接を実施する総合審査を行います。

(2)審査の観点

本事業では、派遣留学生が将来、日本の未来を創る「地域にイノベーションを起こすグローバル探究リーダー」として、次のような人材として活躍することを期待しています。

- 自己のあり方生き方を考え、持続可能な未来の創り手として探究を深め、自ら課題を発見し解決できる資質を持った人材
- 好奇心を原動力として、自由な発想で新たな価値を創造するマインドを有する人材
- 失敗を恐れずに、未知の領域に試行錯誤しながら挑戦し続ける人材
- 多様な分野においてリーダーシップを発揮し、世界のグローバルリーダーと渡り合い、日本や国際社会において活躍できる人材

上記に基づき、審査は「人物」と「計画」の2つの観点から行います。「人物」の観点をより重視します。

(ア)人物(求める人材)

- 本要項「4. 求める人材像」で示したような人材であるか。

(イ)計画(留学計画の内容)

- 留学の目的や学びたいことが明確であるか、応募理由が明確であるか
- 留学の目的を達成させるために適切な「留学先」「期間」「探究活動内容」であるか
- 今回の留学で得た成果を自分の将来にどのように活かすか、静岡県にどのような形で還元しようと考えているか
- 探究テーマに関する静岡県の理想像と、その実現に自身が留学を通してどのように貢献できるか

チーム応募の場合は「人物」と「計画」と「チームワーク」の3つの観点から審査します。

(ア)人物(求める人材)

- 本要項「4. 求める人材像」で示したような人材であるか。

(イ)計画(留学計画の内容)

- チームの目的や学びたいことが明確な計画であるか、応募理由が明確であるか
- チームの目的を達成させるために適切な「留学先」「期間」「探究活動内容」であるか
- 今回の留学で得た成果を静岡県にどのような形で還元しようと考えているか
- 探究テーマに関する静岡県の理想像と、その実現に自身が留学を通してどのように貢献できるか

(ウ)チームワーク

- 個人が主体性を持ってチームに参加しているか
- 互いの成長を望めるチームか
- 相互理解・相互支援・相互成長できるチームか

(3)選考、審査及び採否結果にかかる注意事項

- 選考、審査にかかる問い合わせ及び採否結果の理由については一切お答えできません。

10. スケジュール

	新高校2・3年生(チーム応募)	新高校1年生
応募者から在籍高校等への応募申請提出期間	在籍高校等(又は入学予定の高校等)が指定する期間	
在籍高校等から県教委への応募申請開始時期	募集要項公開日以降	4月1日(水)
在籍高校等から県教委への応募申請期限	4月22日(水)	
書面審査結果の通知	<p>5月1日(金) ※新高校2・3年生のみ ※新高校1年生、チーム応募は総合審査のため面接日程を通知します。</p>	
面接審査 ※新高校1年生、チーム応募は総合審査	5月9日(土)、5月10日(日)	
採否結果通知	5月下旬	
採用者の手続き	採用決定後に詳細を通知します。	
新・日本代表プログラム事前研修 (原則参加) ※機構主催	<東京> 6月13日(土)午後 6月14日(日)午後	<大阪> 6月20日(土)午後 6月21日(日)午後
【しづおか探究留学支援事業】 壮行会・事前オリエンテーション (参加必須)	6月27日(土)	
留学期間	2026年7月10日(金)～2026年9月30日(水)まで	
新・日本代表プログラム事後研修 (原則参加) ※機構主催	2026年秋以降順次	
【しづおか探究留学支援事業】 事後オリエンテーション・ 成果報告会(参加必須)	2026年11月(予定)	

※1 応募状況によっては、面接審査・総合審査の日程が変更になることがあります。

※2 面接審査・総合審査は対面での実施を予定しています。指定された日時及び会場は原則として変更できませんので、ご留意ください。なお、交通費は応募者の自己負担です。

※3 機構が主催する事前研修・事後研修は留学経験の質の向上に繋がるため、原則参加してください。事前研修は、上記の4日程のいずれかを機構が指定しますので、参加できるよう準備をしてください。

※4 県教委が実施する事前・事後オリエンテーションは参加必須です。必ず日程を空けてください。

11. 受験上の配慮申請について

身体等に障害があり、面接審査又は総合審査を受験するにあたり配慮が必要となる場合は、その種類・程度に応じた配慮を行いますので、事前に在籍高校等を通じて県教委に相談してください。

12. 派遣留学生の義務及び採用決定後の手続き等

(1)新・日本代表プログラム事前研修への参加

派遣留学生は、機構が主催する事前研修(半日間を予定)に原則参加してください。参加する場合、研修の途中からの参加や途中までの参加は認められません。

日時及び会場は、在籍高校等の所在地、派遣留学生の居住地等によって機構が指定し、在籍高校等を通じて通知します。「10. スケジュール」に記載の4日程のいずれかを指定しますので、必ず参加できるよう準備をしてください。なお、交通費の支給はありません。留学準備金に含まれています。

(2)【しづおか探究留学支援事業】壮行会への参加(必須)

静岡県から派遣留学生への期待を伝え、また静岡県からの派遣留学生が親睦を深める機会とします。派遣留学生は必ず参加してください。

(3)【しづおか探究留学支援事業】事前オリエンテーションへの参加(必須)

留学出発に向け、セミナーや支援企業、留学経験者、派遣留学生同士の交流を通じて、自らの探究活動計画について、考察を深めるためのヒントを得る機会として、留学前にオリエンテーションを実施します。派遣留学生は、必ず参加してください。なお、交通費の支給はありません。留学準備金に含まれています。

(4)派遣留学生登録書類・支給申請書類・誓約書等の提出

派遣留学生は、採用決定後の案内に従って書類を提出してください。在籍高校等の担当者は、採用決定後の手続きにあたり、「事務手続きの手引」を併せて確認してください。

(5)新・日本代表プログラム事後研修への参加

派遣留学生は、留学終了後、機構が主催する事後研修(1日間を予定)に原則参加してください。参加する場合、研修の途中からの参加や途中までの参加は認められません。

事後研修は、2026年秋以降に順次開催予定です。日時及び会場は、帰国日等に応じて機構が指定し、在籍高校等を通じて通知します。なお、交通費の支給はありません。留学準備金に含まれています。

(6)【しづおか探究留学支援事業】事後オリエンテーションへの参加(必須)

留学計画の達成状況や留学先で体験した内容について振り返り、探究活動の成果等を参加者と共有します。

また、地域活性化・地域貢献の方法などを考察・検討するとともに、成果報告会に向けた準備を行います。

派遣留学生は、必ず参加してください。なお、交通費の支給はありません。留学準備金に含まれています。

(7)【しづおか探究留学支援事業】報告会への参加(必須)

海外留学中の経験や探究活動の成果、本事業を通じて学んだことを参加者(教育関係者、経済団体、地域の企業等)に報告するとともに、地域活性化の方法や地域への貢献方法等について提案発表します。派遣留学生は必ず参加してください。

(8)留学報告書の提出

派遣留学生は、事後研修または事後オリエンテーション、いずれか後に受講した日付から起算して1か月以内に別途定める「留学状況報告書」を県教委に提出する必要があります。

(9)在籍高校等卒業後の連絡先について

在籍高校等を卒業後に連絡先に変更が生じた場合、各種活動の案内や調査依頼等が届くよう、その旨を県教委に連絡してください。

(10)県教委及び機構が実施する調査への協力

県教委及び機構が支援企業や協力団体等への成果報告のために実施する進路等の調査に最善の努力をもって取り組んでください。

(11)トビタテ！留学 JAPAN 派遣留学生ネットワークへの参加(任意)

機構が実施する事前・事後研修の参加者は、トビタテ！留学 JAPAN 派遣留学生から成り立つ派遣留学生ネットワークに参加可能です。派遣留学生ネットワークにおける留学機運醸成のための活動や、派遣留学生同士の交流等の各種活動があります。

(12)広報への協力

派遣留学生として継続的に自らエヴァンジェリスト活動に取り組むとともに、本事業の広報活動にできる限り協力してください。

(13)誓約書の遵守

派遣留学生は、誓約書に記載の事項を将来にわたって遵守してください。

13. 採用決定後の留学計画等の変更

採用後に留学時期や受入先機関等に変更が生じた場合、速やかに留学計画の変更申請の手続きを行う必要があります。

留学計画の変更内容によっては、選考委員による再審査を行います。再審査の結果、変更が承認されない場合や、奨学金の支給を終了する場合があります。また、再審査には回数の制限(原則2回)がありますので、応募の段階から熟慮のうえ留学計画を作成し、申請してください。

14. 採用取消し又は支援の終了等

(1)採用の取消し

県教委は、派遣留学生の応募書類の内容に虚偽があることが認められた場合は、派遣留学生としての採用を取り消し、既に支給している奨学金等の返納を求めることがあります。

(2)奨学金等の支給の終了

県教委は、派遣留学生が以下のいずれかの事項に該当すると認められた場合は、奨学金等の支給を終了し、既に支給している奨学金等の全部又は一部の返納を求めることがあります。

- ① 「7. 要件」の「(1)派遣留学生の要件」に掲げる要件のいずれかを満たしなくなった場合
- ② 留学期間が 14 日に満たなくなった場合
- ③ 誓約書の記載内容を遵守しなかったことが判明した場合
- ④ 学業不振や素行不良等が極めて顕著である場合又は受入れ機関若しくは在籍高校等で懲戒処分を受けた場合
- ⑤ 留学計画に大幅な変更が生じている場合
※ただし、再審査により採用時の留学計画と同等の質を担保していると判断できる場合はこの限りではありません。
- ⑥ 派遣留学生の本事業にかかる各種申請書類の内容に虚偽があることが認められた場合
- ⑦ その他、派遣留学生としての責務を怠り、派遣留学生として適当でないと認められた場合

15. 安全管理について

派遣留学生は、留学にあたって現地の安全情報に十分注意し、留学開始後も隨時状況確認ができるよう、在籍高校等や受入先機関と連絡を密にするようにしてください。

渡航中の万一の事故に備えるため、留学開始までに各自で海外旅行保険に加入してください。無保険での海外留学は、県教委として許可しません。留学に出発する前に在籍学校等を通して、県教委に保険証書のコピーを PDF データ等で提出してください。

なお、保険への加入にあたっては、補償項目や留学中のサポートサービスの有無等をよく確認のうえ、希望に合う保険を選択してください。

留学に関する安全情報の収集手段として、外務省の「領事サービスセンター(海外安全相談班)」の情報提供サービス等を活用してください。また、留学に関する情報収集の手段として、機構ホームページ等を活用してください。

なお、留学先国・地域の状況から安全な渡航・滞在が困難と判断した場合には、留学先国・地域の変更を指示することや、派遣留学生としての支援を見合わせることがあります。

- 外務省領事局 領事サービスセンター(海外安全相談班)

〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1 (外務省庁舎内)
 　TEL(代表)03-3580-3311(内線:2902、2903)
 　URL:https://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html
- 外務省「海外安全ホームページ」 <https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- 独立行政法人日本学生支援機構「海外留学支援サイト」 <https://ryugaku.jasso.go.jp>
- 文部科学省「高等学校等における海外留学に関する 危機管理ガイドライン」
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/koukousei/mext_02524.html

【在留届の提出について】

旅券法第16条により、外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する日本人は、その住所又は居所を管轄する日本の大使館又は総領事館(在外公館)に「在留届」を提出するよう義務付けられています。留学先国・地域で緊急事態等が発生した場合に、在外公館から連絡や保護を受けられるよう、渡航後は最寄りの在外公館に在留届を必ず提出してください。

また、滞在期間が3か月未満の場合は、外務省旅行登録「たびレジ」に登録することで在留届と同様に緊急情報の提供を受けることができるため、登録をしてください。

- 外務省「在留届電子届出システム『ORRnet』」 <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>
- 外務省海外旅行登録「たびレジ」 <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

16. 個人情報の取扱いについて

提供された個人情報は、本事業実施のために利用されます。また、行政機関、公益法人等及び機構内関連部署等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、必要に応じて提供されます。この利用目的の適正な範囲において、機構、「グローバル人材育成コミュニティ」に参画する企業等、教育機関、在外公館、行政機関、公益法人及び業務委託先等に必要に応じて提供され、その他の目的には利用されません。

17. 照会先

(1)在籍高校等の照会先

静岡県教育委員会 教育政策課

平日:9:00~17:00(12:00~13:00を除く)

(2)応募者及び保護者の照会先

在籍高校等の担当者

※ **応募者及び保護者の方は、在籍高校等の担当者を通じてお問い合わせください。**

(1)の照会先は在籍高校等担当者専用の窓口です。

18. リンク集

トップページ

<https://www.pref.shizuoka.jp/kodomokyoiku/school/kyoiku/1003777/1060426/index.html>

応募への準備お役立ち情報

<https://www.pref.shizuoka.jp/kodomokyoiku/school/kyoiku/1003777/1060426/1060610/index.html>

在籍高校等担当者(事務担当教職員)向けページ

<https://www.pref.shizuoka.jp/kodomokyoiku/school/kyoiku/1003777/1060426/1060627/index.html>

別紙：国・地域コード表

地域	国・地域コード	国・地域名	国・地域コード	国・地域名	国・地域コード	国・地域名
アジア	100	台湾	108	インドネシア	116	パキスタン
	101	バングラデシュ	109	大韓民国	117	フィリピン
	102	ブータン	110	ラオス	191	シンガポール
	103	ブルネイ	111	マカオ	119	スリランカ
	104	カンボジア	112	マレーシア	120	タイ
	105	中国	113	モンゴル	121	ベトナム
	106	香港	114	ミャンマー	123	東ティモール
	107	インド	115	ネパール	124	モルディブ
中南米	201	アルゼンチン	209	エクアドル	217	パラグアイ
	202	ボリビア	210	エルサルバドル	218	ペルー
	203	ブラジル	211	グアテマラ	219	トリニダード・トバゴ
	204	チリ	212	ホンジュラス	220	ウルグアイ
	205	コロンビア	213	ジャマイカ	221	ベネズエラ
	206	コスタリカ	214	メキシコ	222	ハイチ
	207	キューバ	215	ニカラグア		
	208	ドミニカ共和国	216	パナマ		
中近東	301	バーレーン	308	レバノン	314	アラブ首長国連邦
	303	イラン	309	オマーン	315	イエメン
	304	イラク	310	カタール	316	パレスチナ
	305	イスラエル	311	サウジアラビア	317	アフガニスタン
	306	ヨルダン	312	シリア		
	307	クウェート	313	トルコ		
アフリカ	401	アルジェリア	414	モーリタニア	427	ボツワナ
	402	カメルーン	415	モロッコ	428	南スーダン共和国
	403	コンゴ共和国	416	ナイジェリア	429	シエラレオネ
	404	コートジボワール	417	セネガル	430	モザンビーク
	405	エジプト	418	南アフリカ	431	ベナン共和国
	406	エチオピア	419	スーダン共和国	432	ガンビア
	407	ガボン	420	タンザニア	433	ナミビア
	408	ガーナ	421	チュニジア	434	ニジェール
	409	ギニア	422	コンゴ民主共和国	435	马拉ウイ
	410	ケニア	423	ザンビア	436	ジブチ
	411	リベリア	424	ジンバブエ	437	ルワンダ
	412	リビア	425	チャド	438	ブルンジ
	413	マダガスカル	426	ウガンダ	439	レソト

地域	国・地域コード	国・地域名	国・地域コード	国・地域名	国・地域コード	国・地域名
北米	501	カナダ	502	アメリカ合衆国		
オセアニア	601	オーストラリア	607	フィジー諸島	613	バヌアツ
	602	ニュージーランド	608	キリバス	614	サモア
	603	パプアニューギニア	609	ナウル	615	クック諸島
	604	パラオ	610	ソロモン諸島	616	ニウエー
	605	マーシャル諸島	611	トンガ	617	トケラウ諸島
	606	ミクロネシア	612	ツバル	618	ニューカレドニア
ヨーロッパ	701	アルバニア	718	ギリシャ	735	スウェーデン
	702	オーストリア	719	ハンガリー	736	スイス
	703	エストニア	720	アイスランド	737	英國
	704	ラトビア	721	アイルランド	738	セルビア
	705	リトアニア	722	イタリア	739	ボスニア・ヘルツェゴビナ
	706	ベルギー	723	ルクセンブルク	740	キルギス
	707	ブルガリア	724	マルタ	741	タジキスタン
	708	ベラルーシ	725	北マケドニア	742	モンテネグロ
	709	カザフスタン	726	オランダ	743	アゼルバイジャン
	710	ウクライナ	727	ノルウェー	744	リヒテンシュタイン
	711	ウズベキスタン	728	ポーランド	745	ジョージア
	712	クロアチア	729	ポルトガル	746	アルメニア
	713	チェコ	730	ルーマニア	747	コソボ
	714	デンマーク	731	ロシア	748	トルクメニスタン
	715	フィンランド	732	スロバキア	749	モルドバ
	716	フランス	733	スロベニア	750	キプロス
	717	ドイツ	734	スペイン		
	000	その他の国・地域				